

平成30年6月1日

市庁舎耐震補強・増築・改修工事現場における汚染土壌への 対応に関する今後の方向性について（お知らせ）

市庁舎耐震補強・増築・改修工事現場において、土壌汚染対策法の土壌溶出基準値を超える汚染土壌が確認されておりますが、現時点の土壌調査や汚染土壌の措置等に関する今後の方向性について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、安全が確認された一部の掘削土砂については、6月より搬出を行う予定です。ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

記

○スケジュール（予定）

時 期	項 目
3 月	地歴調査の実施（実施済）
4 月～ 5 月	地歴調査の結果に基づき、土壌の調査内容（調査箇所や深度、方法等）の検討および決定
6 月～ 7 月	土壌調査の実施
8 月～ 9 月	土壌調査の結果に基づき、汚染土壌の措置計画（対応方法）を決定 * 対応方法が決定しましたら、改めてお知らせいたします。
10 月～12 月	汚染土壌の措置を実施（汚染土壌の除去および封じ込め等の対応）

※このスケジュールについては、あくまで現時点での予定であり、調査範囲や調査項目によって、その調査や対応措置の期間が前後することがあります。